破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２３６号
新潟市中央区姥ケ山５丁目６番２号
破産者　山口　英司
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７５号
新潟市中央区女池神明２丁目１番地５、前住所愛知県北名古屋市弥勒寺西１丁目93番地ヒカリハイツ201号
破産者　山田洋之介
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２９３号
北海道恵庭市恵み野里美１丁目450番地４、開始決定時の住所北海道恵庭市西島松450番地４
破産者　九谷田節子
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１３号
札幌市豊平区豊平８条11丁目１番12―602号
破産者　吉永　幹芳
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５号
茨城県ひたちなか市外野１丁目８番１号　ホワイト大島101号
破産者　笠井　徹二
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３４１号
茨城県那珂郡東海村豊白１丁目16番63号、前住所茨城県ひたちなか市大字佐和3061番地11
破産者　平沢　賢斉
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２０２号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保4029番地９寿荘207号
破産者　菊地　清見
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２８４号
埼玉県狭山市大字上奥富488番地　コーポ竹の花203
破産者　前田　敦彦
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４０８号
埼玉県所沢市上新井４丁目７番地の４
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５０号
静岡県三島市梅名101―５　ランドマーク103、住民票上の住所静岡県沼津市下香貫上ノ原1411番地の16
破産者　田内　壽夫
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
静岡県裾野市茶畑499番地の２　鍵山アパート３、前住所静岡県熱海市下多賀165番地
破産者　富岡　伸彦
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字中家左川61番地の45
破産者　谷山　育子（旧姓野々山）
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８３５号
愛知県弥富市海老江１丁目33番地１、従前の住所愛知県弥富市平島町大脇32番地10
破産者　上之　憲一
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７２３号
茨城県常総市内守谷町きぬの里２丁目11番地９　ベルパティオＡ102、開始決定時の住所愛知県春日井市高森台10丁目１番地１　102号棟203号室
破産者　吉本　和弘
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６号
岡山市北区平田131番地109、開始決定時の住所岡山県倉敷市下庄715番地２
破産者　平松　俊洋
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市西中新田262番地１
破産者　菊池　　清
1　決定年月日　平成26年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係